



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○保安林の皆伐面積の残存許容限度…（産業労働局農林水産部森林課）…二

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…（建設局道路管理部監察指導課）…三

告示（教）

○令和五年度東京都立高等学校入学者選抜入学考査料の徴収委託…五

告示（海区漁調）

○東京海区における釣漁法の制限…五

○東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限…五

○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限…六

公告

○都市計画の案（四件）…八

…（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…八

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案…（都市整備局都市づくり政策部開発企画課）…二五

○都市計画の案（四件）…（都市整備局）…二六

都市づくり政策部開発企画課・都市基盤部調整課…二六

○勤務条件についての措置の要求に関する規則に基づく公示による送付…（東京都人事委員会）…二七

雑報

○東京都職員共済組合互選議員選挙の結果…（東京都職員共済組合）…二七

告示

●東京都告示第千五百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和二年東京都告示第八百四十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月一日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（葛飾区堀切二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

(二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合  
(承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

(一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。

(二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであつて、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。

(三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるものの  
(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行ってはならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

(三) 令和五年二月一日から同年六月三十日まで及び令和六年一月一日から同年三十一日まで(ただし、三宅島周辺海域にあつては、令和五年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱については、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和五年二月一日から令和六年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。)について、次のとおり指示する。

令和四年十二月一日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 令和五年一月一日から同年五月三十一日までの間の  
大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、  
式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島

(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、  
八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列  
岩、須美寿島、鳥島及び嬬婦岩の各最大高潮時海岸線  
から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょう

たん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬(中ノ黒瀬を含む。)  
における操業

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業  
(承認操業)

二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者

ア 東京海区(伊豆諸島海域に限る。)において、前年度にこの漁業の承認(一月一日から五月三十一日までの期間)を受け水揚げした実績を有する者

イ 前年度に承認を受け操業したもの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの見解を提出し、委員会が特に認めた者

ウ 委員会が特に認めた者

エ 試験研究機関

(二) 承認隻数

ア この漁業の承認できる総トン数五トン以上二十トン未満の船舶の隻数の最高限度は百二十隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	三十五隻
静岡県	十一隻
神奈川県	六隻
千葉県	五十七隻
宮城県	一隻
和歌山県	四隻
高知県	三隻
イ この漁業の承認できる総トン数五トン未満の船舶	

(指示の有効期間)  
 十 この指示の有効期間は、令和五年一月一日から同年五月三十一日までとする。

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画区域区分

市街化区域 追加する部分

江東区有明三丁目、品川区東品川二丁目、東品川三丁目及び江戸川区小松川一丁目各区内

削除する部分

江戸川区小松川一丁目及び臨海町六丁目各区内並びに同区臨海町六丁目地先

市街化調整区域 追加する部分

江戸川区小松川一丁目及び臨海町六丁目各区内並びに同区臨海町六丁目地先

削除する部分

二 縦覧場所

江東区有明三丁目、品川区東品川二丁目、東品川三丁目及び江戸川区小松川一丁目各区内

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに江東区役所、品川区役所及び江戸川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画区域区分

市街化区域 追加する部分

立川市柴崎町五丁目及び錦町五丁目各区内

削除する部分

立川市富士見町六丁目、富士見町七丁目、柴崎町五丁目及び柴崎町六丁目各区内

市街化調整区域 追加する部分

立川市富士見町六丁目、富士見町七丁目、柴崎町五丁目及び柴崎町六丁目各区内

削除する部分

立川市柴崎町五丁目及び錦町五丁目各区内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び立川市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域 追加する部分

品川区北品川五丁目、北品川六丁目、東五反田三丁目、大田区田園調布本町、鵜の木一丁目、世田谷